

## 4月15日(水)から申請書を順次 発送し、受け付けを開始します

5月中旬より順次、振り込みを開始します 問 松戸市定額給付金事務センター ☎394-9292

### 定額給付金について

- **対象者**：基準日（平成21年2月1日時点）において松戸市に
  - ①「住民基本台帳に記録されている人」
  - ②「外国人登録原票に登録されている人」  
（不法滞在者および短期滞在者は対象外）
 ※松戸市では所得の制限は設けていません。
- **給付額**：一人につき12,000円  
（65歳以上および18歳以下の方は、20,000円）  
※65歳以上：昭和19年2月2日以前に出生。  
18歳以下：平成2年2月2日以降に出生。

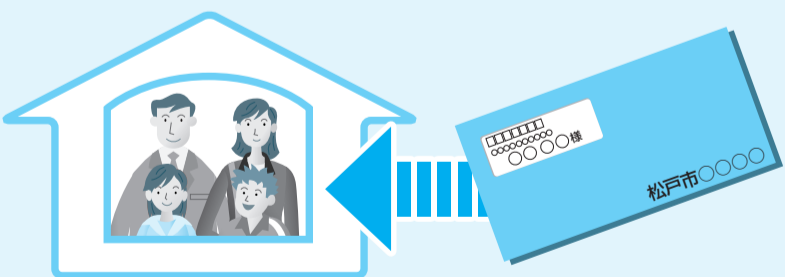
事例	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日
昭和19年 生まれの人	65歳		64歳	
平成2年 生まれの人	19歳		18歳	
引っ越し	新住所の市町村		旧住所の市町村	
出生	給付される		給付されない	
死亡	給付されない		給付される (ただし単身世帯を除く)	

### 申請手続きについて 申請方法は郵送方式です

#### 給付（振り込み）までの流れ

#### ①申請書が送られてきます

- 大量配送のため、届くまでに1週間程度かかる場合があります。
- 給付金の申請を行い給付を受けるのは、原則として基準日現在の世帯主となります。
- 手続きはすべて郵送で行います。引っ越しした場合は新住所へ送ります。



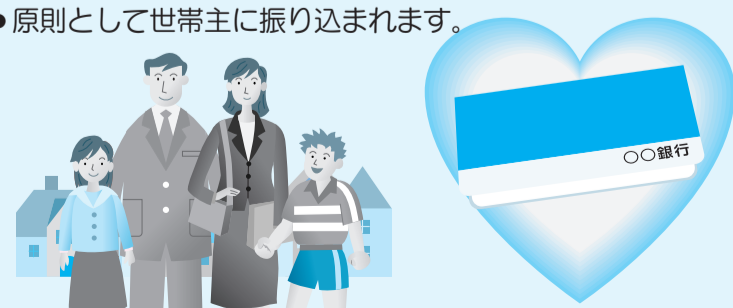
#### ②必要事項を記入してください

- ☆申請者等
  - 原則、世帯主が世帯全員の分を申請・受給します。
  - 外国籍の方は、各個人が申請・受給します。
 ※世帯構成者等による、代理申請が可能な場合があります。
- ☆添付書類
  - 本人確認書類（運転免許証・旅券・健康保険証など）の写し
  - 振込先口座のわかる通帳（カナ氏名、口座番号がわかるページ）やキャッシュカードの写し
 ※長期間使用していない口座の場合、振り込みができないことがあります



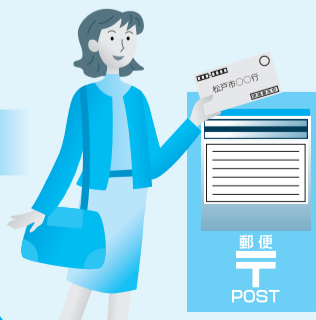
#### ④口座に振り込みされます

- 原則として世帯主に振り込まれます。



#### ③同封の封筒で送り返してください

- 申請期限は、平成21年10月15日（消印有効）までです。
- 期限までに申請のない場合は、受給を辞退したことになります。
- 不備等のあるものについては、郵便でお問い合わせします。



## 給付にあたって (Q&A)

- Q** ゆうちょ銀行に振り込みを希望する場合は？  
**A** 「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、申請書の「ゆうちょ銀行」の欄にご記入ください。この場合、旧番号「記号（5けた）-番号（8けた以内）」の記入となります。
- Q** 口座がない場合はどうしたらよいですか？  
**A** 新たに口座をつくってください。
- Q** 口座はどれでもよいのですか？  
**A** 日本国内の金融機関であれば大丈夫です。海外口座は使えません。
- Q** 振り込みまでどれくらいかかりますか？  
**A** 23万件という大量処理のため1～2ヶ月かかります。
- Q** 窓口・現金支給はしないのですか？  
**A** 現時点で窓口を開設したり、現金での給付の予定はありません。



- Q** 支所で受け付けできないでしょうか？  
**A** 支所等での受け付けは予定していません。
- Q** 給付金を受給した場合、確定申告をする必要はありますか？  
**A** 定額給付金は所得として認定されません。従って確定申告する必要はありません。
- Q** 2月2日以降に別居した場合はどうなりますか？  
**A** 基準日(2月1日)の内容で世帯主宛てに申請書を送付します。
- Q** 2月1日以降に死亡した人はもらえないのですか？  
**A** 給付されます。ただし、単身世帯は給付されません。
- Q** 定額給付金を市に寄附したいがどうすればいいですか？  
**A** 定額給付金を受け取らずに寄附する取り扱いはできません。寄附される場合は一度受領していただいた後に「寄附申込書」を松戸市へ提出していただくことになります。
- Q** ホームページへの掲載は？  
**A** 随時、最新の情報を掲載する予定です。

## 松戸市に在住する外国籍の人へ

定額給付金事業は、今回だけ2009年2月1日現在の松戸市の住民に対し、一人当たり12,000円(2月1日現在で18歳以下または65歳以上の人は20,000円)を給付するものです。その対象には、住民登録している日本人だけでなく、外国人登録(短期滞在および不法滞在の人は除きます。)している人も含まれます。

申請書は4月15日に送付します。申請期間は2009年10月15日までです。

給付金の申請期間中に在留期間が満了する場合は、在留資格等が確認できないため、在留資格等を更新し、外国人登録の届け出を行ってから、定額給付金を申請してください。

なお、2月1日に松戸市以外で外国人登録していた人は、その市町村から定額給付金の給付が行われることになります。具体的な手続きは、お住まいだった前の市へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

For questions and inquiry, please contact the office below:

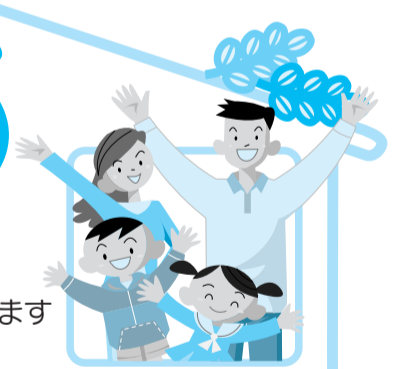
若有不明之处，请向下边的联系处咨询。  
 불명확한 점이 있으시면, 이하의 문의처까지 문의해 주세요.



☎ 松戸市定額給付金事務センター  
 ☎ 047-394-9292 (平日8:30~17:00)

## 子育て応援特別手当について

- 広報4月15日号に掲載しますのでご覧ください。
- ☎ 子育て支援課児童給付担当室  
 ☎ 047-366-3126



## 松戸市を応援してください

- 定額給付金は、市民の皆様へ給付されなかった分は国庫へ返還することとされています。定額給付金の辞退をお考えの方は、ご面倒でも一度お受け取りいただき、その後、松戸市にご寄附いただけませんか。
- 寄附に関する詳しい内容、手続き等は、市ホームページにも掲載しています。

☎ 総務課  
 ☎ 047-366-7305

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

- 松戸市から電話による問い合わせは一切行いません。
  - 家族構成や銀行の口座番号を、電話で確認することはありません。
  - 定額給付金に関して、松戸市や総務省の職員が訪問することはありません。
  - ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
  - 定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。
- ※市の職員や市の代行業者を名乗り、腕章を着用するなどの服装で各家庭を訪問する不審者の情報が寄せられています。おかしいと思ったら市役所・警察へご連絡ください。

